



勝部 修 一関市長

岩手県企画理事兼県南広域振興局長などを
経て平成21年10月から現職。59歳

地元での医師育成が理想 市民は医療現場の実情を理解し 医師に感謝の気持ちを伝えよう

【医師確保の取り組みは】
理想は地元で医師を育成し、定着してもらうこと。そのため奨学金制度などを作っていますが、一人の医師が育つまでには時間がかかります。当面は首都圏からの医師招へいの努力をしていますが、簡単ではありません。

【市民がすべきことは】
まず、自分の健康は自分で守る努力が出发点。そのうえでかかりつけ医と顔が見える関係をつくっておくことだと思います。これにより、安易に大病院（県立）を志向することやコンビニ受診に歯止めがかかればと願っています。

【医師は過酷な勤務】
わたしたち市民も医療現場の実情を理解を深めることが必要だと思います。人手不足の中、医師は、外来患者の対応や入院患者の診察はもちろん緊急手術、患者への説明、書類作成、研修医の教育・指導など多忙な業務に従事しています。

お医者さんに感謝の気持ちを伝えるように心掛けましょう。



一関市医師会 小野寺 威夫 副会長

日本医科大学第一内科などを経て、平成7年から小野寺内科循環器科。現在院長。55歳

まずはかかりつけ医を持つこと 患者の努力と住民の協力で 地域の医療を守っていきましょう

軽症患者も重症患者も同じ病院に集中すると、病院の機能がまひしてしまい、重症患者の診察が遅れるし、医師は疲れ果ててしまいます。一人一人が受診行動を変えないと、医療崩壊という事態になります。

まずはかかりつけ医を持つこと。夜間診療や救急診療を利用する場合、いつも飲んでる薬や持病についてまとめたメモなどを持参することで、初めて診察する医師はぜひぶん助かります。また、夜間は十分な検査態勢がとれないことをご理解ください。

最近、日中は祖父母が預かっている子供を、親が夜間、症状の十分な把握をせずに救急窓口で連れてくるのが目立ちます。せめて症状を聞きなり説明できる人を連れて来るべき。親は子供の病気の基礎的な知識を学ぶべきです。「とりあえず」の受診、これこそが「コンビニ受診」です。

これからは、患者の努力と住民の協力がなくと医療を守っていくことができません。これらを認識して行動することが、地域の医療を守ることにつながるのです。

3 医療資源を守るために

住民がすぐできること、それは医療機関の役割分担を理解して適切な診療に努めること。一人一人の行動が、医師が定着する環境づくりにつながります。

初期治療は 開業医・診療所で受診を 医療機関の役割分担

わたしたち住民にもできることがあります。医療現場の負担をできるだけ軽くすることです。医療機関は、専門医の配置、ス

一次医療機関（開業医・診療所）
風邪やけがなどの軽症患者の初期治療や簡易な手術、治療を行います。

二次医療機関（県立病院など）
専門の医療設備を整備して中度・重度の主に入院を要する患者の治療を行います。

三次医療機関（救命救急センター）
高度な医療設備を整備して、生命にかかわる重篤患者の手術・治療を行います。

タッフの人員保有する医療設備など、その診療体制によって機能や役割が異なっています。医療機関が役割分担することで、例えば、開業医の紹介により病院で入院治療を受けたり、病院の入院患者を救命救急センターへ転院させたり、お互いに役割分担や連携をしながら地域医療を支えています。

県立病院は二次医療機関に含まれていますが、本来受け持つ救急患者や入院患者以外に軽症の外来患者も多く、このことが医師の負担を増加させる要因となっています。

地域医療を守っていくためには、医療機関の役割を理解し、限りある資源として医療機関を有効に利用することが大切です。

**救急車の利用は
緊急時だけに！
重症患者の搬送に影響**
重症患者などを応急処置しな

医師確保のため情報提供を

市は安心・安全な地域医療確保のため、県立病院の常勤医師確保を最重点課題として、医師の招へいに取り組んでいます。

県立病院の医師確保のため、地元出身医師などの情報を収集し名簿を作成する予定です。

皆さんの家族や親類、同級生、知人などで、地元出身の医師、医学生、一関市で勤務する可能性のある医師、医学生をご存知の人は、情報提供にご協力をお願いします。

◎問い合わせ先…本庁政策推進監 ☎21-2111

上手なお医者さんのかかり方

1 1 かかりつけ医を持ちましょう

かかりつけ医とは、家庭の日常的な診療や健康管理をしてくれる身近なお医者さんのことです。

私たちが風邪などの日常的な病気にかかったとき、人間ドックや健診で異状を指摘されたとき、体の不調やちょっとした症状が気になるとき、わざわざ遠くの病院に行くのではなく、開業医や診療所などの「かかりつけ医」を受診しましょう。

かかりつけ医は、大病院に比べて待ち時間が短く、受診の手続きも簡単で、じっくり診察してくれます。入院や高度な検査が必要な場合などは、適切な病院と診療科を指示、紹介してもらうことができます。

2 2 診療時間内に受診しましょう

病気やけがなどで医療機関にかかる場合は、なるべく診療時間内に受診しましょう。夜間診療は、救急や緊急時のみの受け付けとなっていますので、軽症のときは症状を見ながら、翌日の診療時間内に受診しましょう。本当に必要な人が、必要なときに受診できるよう、コンビニ感覚での夜間受診を控えるようにしましょう。

時間内に受診することは、医師の負担を軽くするほか、専門医の診断や検査を受けることができるメリットがあります。

病院にかかる場合には、事前に予約制かどうか診療体制を確認することが必要です。

3 3 休日や夜間の受診は当番医を利用しましょう

休日や夜間に具合が悪くなったときは、両磐地域の休日当番医や小児・成人夜間救急当番医を利用しましょう（18ページ参照）。

【休日当番医】 診療日：日曜・祝日、年末年始
診療時間：午前9:00～17:00

【小児・成人夜間救急当番医】 診療日：平日（㊸～㊿）
診療時間：18:00～20:00

*当番医は変更になることがありますので、事前に医療機関に電話で確認してください。

*当番医は、市役所（☎21-2111）や消防本部（☎25-0119）のほか、広報いちのせき、市ホームページ、当日の新聞でも確認できます。

「地域医療応援隊」を募集

県南広域振興局保健福祉環境部では、新たな地域医療の姿を住民参画で構築したいと「地域医療連携事業」の企画提案を募集します。

■内容…NPO、ボランティア団体などにサロンの開催や医療ボランティア、地域医療のイベント開催など、地域住民の医療機関適正受診に対する意識啓発の向上に役立つ企画を企画提案してもらい、優れた企画については事業委託し、住民参画型の事業活動を展開するもの

■対象…県南広域振興局管内に所在するNPO、ボランティア団体など

■事業費…1件につきおむね15万円以内（消耗品費、謝金、通信費、旅費など）

■期間…平成22年度内に事業が完結するもの

■応募手続き…①所定の応募様式による企画提案書と予算書のほか、団体の概要書（組織・構成員等がわかるもの）過去の活動実績書を提出してください（様式は県南広域振興局保健福祉環境部ホームページに掲載しています）②応募書類は、一関保健福祉環境センター（合同庁舎内）に提出（郵送可）

■受付期限…6月15日㊿※消印有効

■応募先…一関保健福祉環境センター ☎021-8503 一関市竹山町7-5 ☎26-1415

◎問い合わせ先…県南広域振興局保健福祉環境部 ☎0197-22-2831